

地域建設業経営強化融資制度について

石巻市が発注する工事の請負業者が、市に対して有する工事請負代金債権を、市から承諾を得て債権譲渡することにより、それを担保に融資が受けられる「地域建設業経営強化融資制度」を平成21年2月17日から導入しました。

1 制度の目的

本制度は、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、工事の未完成部分を含めて流動化することにより、建設業における金融の円滑化を促進することを目的とします。

2 実施期間

平成21年2月17日から平成33年3月31日まで

3 対象となる建設企業

石巻市が発注する工事を受注した中小・中堅建設企業です。
※中小・中堅建設企業は、原則として資本の総額が20億円以下又は常時使用する従業員数が1,500人以下の企業とします。

4 対象となる工事

石巻市が発注する工事を対象とします。ただし、次の工事については対象外とします。

- (1) 付帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 次に掲げる工事を除く債務負担行為、歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事
 - ① 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ② 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ③ 債務負担行為に係る工事又は次年度に繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾依頼時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事
- (3) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事
- (4) その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

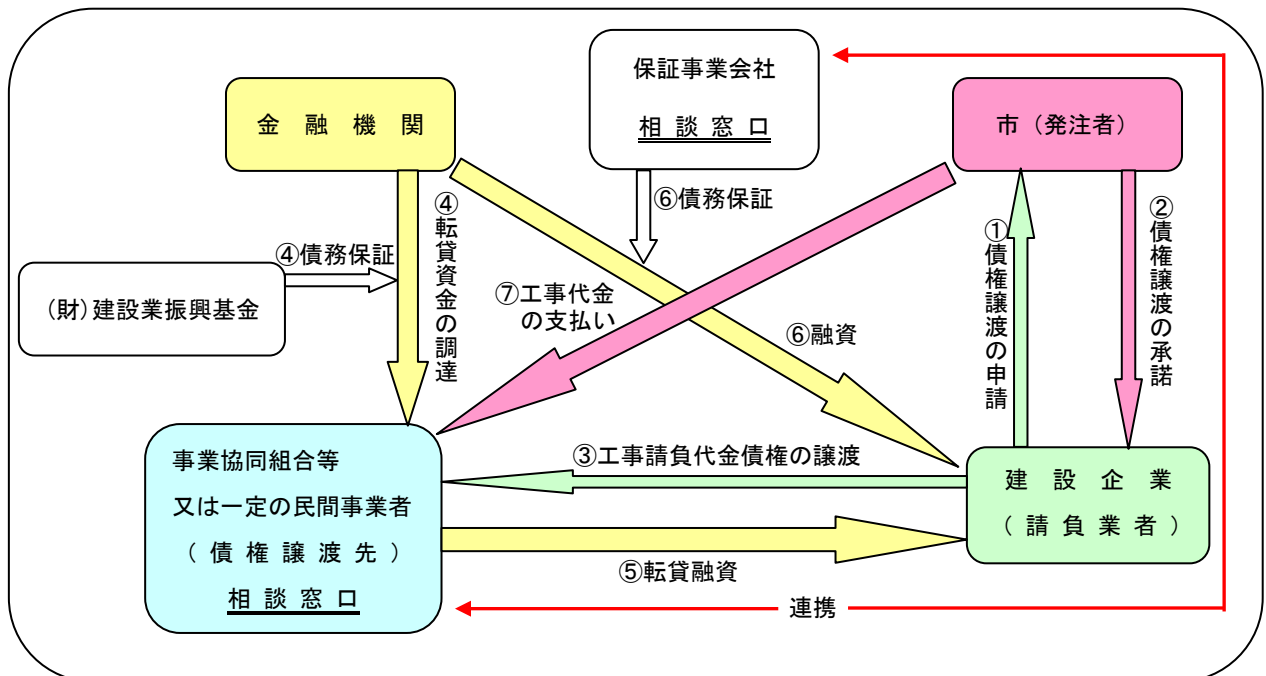
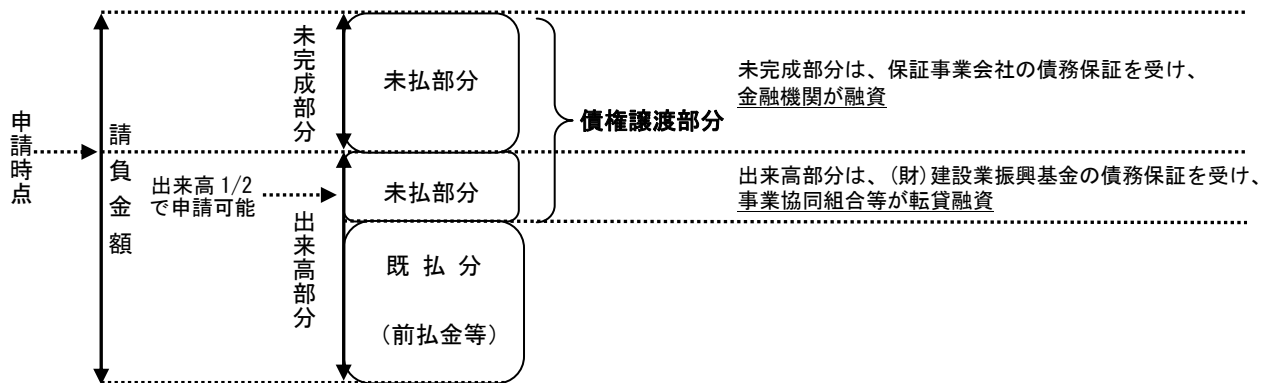
5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。

6 主な債権譲渡先

- ・ 宮城県建設業協同組合
- ・ (株)建設経営サービス（東日本建設業保証(株)の子会社）

7 債権譲渡・融資のイメージ



- ※建設企業は事業協同組合等（一定の民間事業者）、保証事業会社のいずれかに相談。
- ※建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等（一定の民間事業者）に対する債権譲渡。
- ※(財)建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資。

8 お問い合わせ先

(1) 制度（融資）の手続きに関すること

- ・宮城県建設業協同組合 TEL022-263-1266
- ・東日本建設業保証(株)宮城支店 TEL022-262-8531

(2) 債権譲渡承諾に関すること

- ・石巻市建設部都市計画課 TEL0225-95-1111（内線5632）